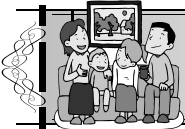
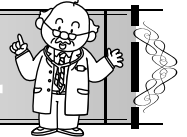


発行所：株式会社ダンネット 〒070-8045 北海道旭川市忠和5条4丁目63-636 TEL(0166)61-9151



ハウジングトピックス 第1回

シックハウス対策の改正建築基準法



建材や家具などから放散される有害化学物質によって健康を損なう「シックハウス症候群」が、深刻な社会問題になりつつある中、7月5日にシックハウス対策を柱とした建築基準法の改正案が衆院本会議で成立し、先月国土交通省からその技術的基準の試案が発表されました。来年7月までに施行となるこの改正建築基準法はどのようなもので、ビルダーサイドはどのような対応に迫られるのでしょうか？今回はこのシックハウス対策法と言われる改正建築基準法にスポットを当ててみました。

建材制限し換気義務化

まず、シックハウス対策の技術的基準を見てみると、その内容はホルムアルデヒド（以下ホルム）とクロルピリホスに関する建材の規制と換気設備の設置義務付けを柱としています。

クロルピリホスは、施工後五年以上経過した建材等を除き、居室を有する建築物では全面的に使用禁止。ホルムは、居室の床・壁・天井の室内仕上げや建具に、合板や構造用パネル、フローリング、壁紙、接着剤、塗料などホルムアルデヒドを放散する恐れがある指定建材を使用する場合、JASのF_{C0}やJISのE₀が該当する等級1、または同F_{C1}や同E₁が該当する等級2のいずれかの建材を使用することとし、その使用面積は気密性で区分した建物の構造や居室の種類、換気設備の有無、換気回数に応じて算出した面積以下にしなければなりません（表1参照）。

また、換気設備については「高い気密性を有する構造」の住宅で設置が義務付けられます。基準案では、気密性を高めた木造の枠組壁工法や在来工法、開口部の少ない鉄筋コンクリート造など隙間からの漏気による換気が少ないものを「高い気密性を有する構造」と想定。それ以外は「その他の構造」となり、換気設備設置は任意です。

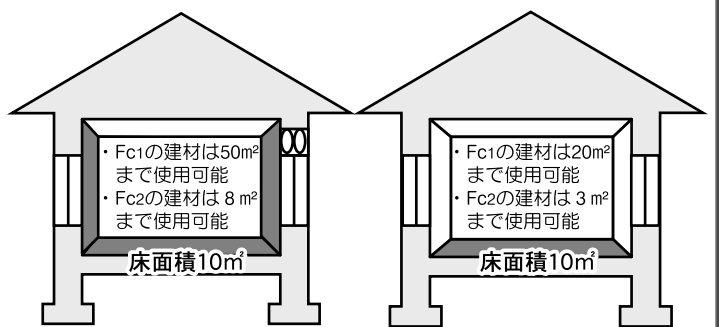
JAS合板等に新基準新設

ここでポイントになるのは、①JASのF_{C2}やJISのE₂規格品は事実上使用できなくなると同時に、F_{C0}やE₀規格よりホルム放散量が低い規格が設けられた場合は使用制限を受けないこと、②建材の使用面積の算出や換気設備設置に関わる住宅の気密性能や換気回数に、実測値ではなく設計値を用いていること、③気密性の低い住宅は換気設備を付けなくてもいいということです。

①については、JAS規格が改正建築基準法に

建築物の構造	居室の種類	換気設備の区分		居室の床面積に対する建材等の施工面積の上乗	
		設置	換気回数(回/時)	等級1	等級2
高い気密性を有するものとして定める構造方法を用いるもの	住宅の居室等	あり	概ね0.7以上 0.7未満	5倍	0.8倍
		あり	概ね0.7以上 0.7未満	2倍	0.3倍
	その他の居室	あり	概ね0.7以上 0.7未満	7倍	1.1倍
		あり	概ね0.5以上 0.5未満	4倍	0.7倍
その他の構造	住宅の居室等	あり	概ね0.7以上 0.7未満	2倍	0.3倍
		なし (概ね0.5以上を想定)		2倍	0.3倍
	その他の居室	あり	概ね0.7以上 0.7未満	5倍	0.8倍
		あり	概ね0.5以上 0.7未満	7倍	1.1倍
		なし (概ね0.5以上を想定)		4倍	0.7倍

表1・ホルムアルデヒドを放散する恐れがある指定建材の使用可能面積



例ア・気密性の高い住宅の居室で換気回数0.7回/時の換気設備を設置する場合

例イ・気密性の低い住宅の居室で換気設備を設置しない場合

対応するため、F_{C0}やE₀規格よりホルム放散量が低いF_{0.3}という最上位基準を作り、来年1月から施行することとなりました(表2参照)。この規格に適合した建材であれば、使用面積制限を受けることはありません。また、従来のF_{C0}、F_{C1}、F_{C2}はそれぞれF_{0.5}、F_{1.5}、F₅と表示が変わり、JIS規格についても同様に改正・新基準新設が行われる予定です。②に関しては、実際の

気密性能や換気回数が設計通りに出ているかどうかは、実測して見なければわからないだけに、基準の実効性の面で疑問が残ります。③は、低気密住宅でも気象条件によっては、自然換気されない場合があるので、換気設備を設置しないのは危険と言えます。

ビルダーは今から準備を

このほか、使用できる換気設備はどう見分けるのか、現場のチェックはどう行うのかといったことは、現状では明示されていませんが、今後、政令や省令で明らかになってくると思います。

ビルダーは新たな対応を迫られることとなりますが、施行まで自社の住宅の仕様を見直し、今から改正建築基準法に対応できる住宅づくりを考えておくことが必要と言えるでしょう。

現在のJAS			改正案によるJAS		
表示記号	平均値 (mg/l)	最大値 (mg/l)	表示記号	平均値 (mg/l)	最大値 (mg/l)
	基準なし		F _{0.3}	0.3	0.4
F _{C0}	0.5	0.7	F _{0.5}	変更なし	
F _{C1}	1.5	2.1	F _{1.5}		
F _{C2}	5.0	7.0	F ₅		

■部分が今回の改正点

表2・合板や複合フローリング等のJAS規格

タフネツねっ☆と☆わ〜く ~sec.2~

高崎支店

◎住所◎〒370-3523 群馬県群馬郡群馬町福島 644 TEL(027)373-7199/FAX(027)373-5583
 ◎支店開設◎平成6年10月 ◎支店長◎前川政男 ◎従業員数◎4名
 ◎営業エリア◎群馬県・長野県の一部

【前川支店長に聞きました】

■高崎支店として日頃から心掛けていることは？

心掛けていることは「プロの集団づくり」ですね。当支店が行う高断熱・高気密施工の全面にわたって、クレームが発生することのないように、常日頃から生産性の高い支店づくりを考えています。

■ブローイングや高断熱・高気密住宅に対する地元業者さんの反応は？

ブローイングに対する認識はまだまだ薄いという観があり、高断熱・高気密住宅についても同じような状況ですが、徐々に普及は進んできていると思います。そしてその中でも、地域に合った施工を考える業者さんが増えてきているのが特徴的です。

■営業エリアにおける住宅業界の最近の動向は？

ハウスメーカーでも新築着工数が減少している中、リフォームの営業を強化する業者さんが目立ってきています。また、ローコスト住宅に代表されるコスト競争は変わりつつあり、安かろう悪かろうではなく、安い中にもどれだけの設備を伴うかが重要視されるようになってきました。

■高崎支店としてのPRを一言

地元業者さんと一体となって、よりよい建物をエンドユーザーにお引き渡しできるよう、気軽に使って頂ける工事専門店として頑張っていきたいと思っております。これからもよろしくお願ひ致します。



前川支店長



高断熱・高气密工法のチェックポイント

第13回

基礎断熱 ①



床下断熱よりも高い気密性を確保しやすいという理由から、基礎断熱を採用するビルダーが増えてきました。そこで今回から2回にわたり、基礎断熱のメリットなど基本的な知識と施工方法について紹介します。

Part.1 床下を室内空間と一体化

基礎断熱とは1階床を断熱せずに、基礎の外側か内側、または両側に断熱材を施工し、1階床下を熱的に室内空間として取り込む工法です(図A)。断熱材には原則として吸水性を有しない材料を使用し、現在では押出法ポリスチレンが最も多く使われていますが、最近では、グラスウールやグラスウールボードによる施工例も見られます。次世代基準をクリアするにはI、II地域の場合、押出法ポリスチレンBⅢ種で100mm、Ⅲ地域の場合と同50mmが必要になります。断熱材部分の外装仕上げはモルタル仕上げが一般的です。

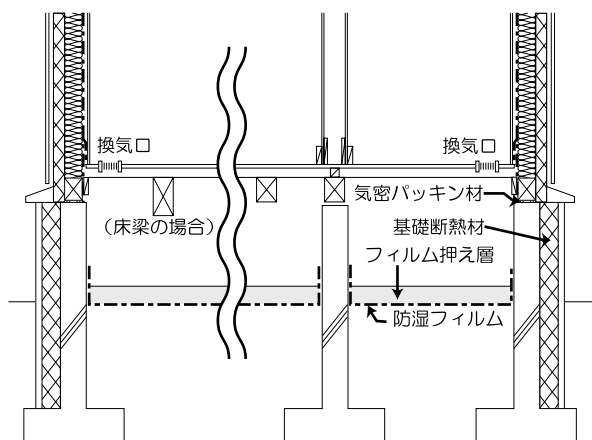
Part.2 容易な施工で高い気密性

基礎外周部が断熱・気密層となる基礎断熱は、面倒な1階床の気密化が不要なため、施工が容易で、しかも安定的に高い気密性能を得られるのが最大のメリット。基礎コンクリートと地盤が木造住宅の弱点である熱容量不足を補うので、室温の変動も少なく、四季を通し省エネルギーで快適な

環境づくりが可能です。耐久性の面でも、基礎断熱した建物の床組木材は含水率が低く、腐朽しにくいことがわかっています。床下にコンクリートを施工した場合は、床下を有効活用できるのも大きな魅力と言えるでしょう。

Part.3 外側・両側断熱が一般的

基礎断熱には外側・両側・内側断熱があります。外側断熱(写真1)は屋外側に断熱材があるため基礎が冷えにくく、蓄熱効果が高い反面、断熱材が外に張り出し納まりが悪くなるのが難点です。両側断熱は断熱材が型枠を兼ねるため、型枠材の損料や片付け手間がかからないのが最大の長所。ダンネツ製の「かんたんベース」(写真2)など型枠兼用のブロック状断熱材を使えば、より作業の省力化を図ることができ、冬期間の施工でもコンクリートの初期硬化温度が外気の影響を受けにくいのも強味。内側断熱は外壁と布基礎が面一で外装仕上げも楽ですが、ヒートブリッジが問題となる寒冷地では、躯体や基礎が冷えにくい外側、または両面断熱が一般的です。



図A・基礎断熱木造床の構成



写真1・外側断熱の施工例



写真2・かんたんベースの施工例



住宅業界ニュース&インフォメーション



中古住宅の性能表示始まる

国土交通省では、先月20日に住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行規則や性能表示基準の一部を改正し、今月から中古住宅市場の活性化等を目的とした「既存住宅に係わる性能表示制度」をスタートさせた。

利用は任意で建設性能評価のみ行われ、性能表示は新たに設けられる「現況検査」と「特定現況検査」及び構造の安定や火災時の安全など6分野21項目の「性能評価の表示事項」によって示すことになる。このうち現況検査は必須項目で、基礎や壁など各部位・設備ごとにひび割れや欠損等の劣化具合を検査。特定現況検査は任意選択項目で、腐朽等と蟻害が認められるかどうかを表示する。性能評価の表示事項は項目ごとの選択制で、新築住宅を対象とした従来の制度に準じた評価・表示方法となる。

I B E C が省エネ住宅賞募集

(財)建築環境・省エネルギー機構では、第六回となる「環境・省エネルギー住宅賞」の応募作品を現在募集している。

この賞は、環境に与える影響に配慮したうえで、省エネルギー化を図った住宅を対象としたもの。平成12年10月1日以降に工事が完了し、現在生活している新築住宅または総合的な断熱改修をした住宅で、3階建以下・床面積100㎡以上280㎡以下であることが条件。応募締め切りは10月15

日(火) 必着。優秀作品は国土交通大臣賞・住宅金融公庫総裁賞などの各賞が贈られるほか、同財団の機関誌などで紹介される。

応募・問い合わせは同機構「環境・省エネルギー住宅賞係」(TEL 03-3222-6689)へ。

公庫第2回募集は前回下回る

住宅金融公庫がこのほど発表した今年度第2回個人向け融資募集結果によると、受付数は全国で1万5,698戸となり、前回との比較では約2,700戸、16%の減少になっている。

項目別に見ると、マイホーム新築が7,729戸、前回比13%減、マンション購入が5,417戸、同比19%減、建売住宅購入が2,552戸同比10%減となっており、依然として公庫融資回復の兆しは見えない状況だ。また、今年度第3回個人向け融資募集期間も発表された。申込受付期間は10月17日(火)から10月28日(月)までの28営業日で、選定方法は受付日順の無抽選選考。申込書は全国の公庫業務取扱店及び公庫各支店で頒布される。

◆編集後記◆

◆本誌も早いもので、創刊1周年となりました。これもひとえに皆様のご支援のおかげでございます。今後も皆様のお役に立てるよう努力致しますので、よろしく願い申し上げます。(佐野)

◆本格的な夏がこないまま、北海道は秋になってしまいました。しかし、自然が豊富な分だけ、これからの季節は紅葉が楽しみ。厳しい冬が来るまで、鮮やかな自然の風景を楽しみたいものです。(水越)



株式会社ダンネット

ホームページURL <http://www.dan-netso.co.jp/>
E-mailアドレス info@dan-netso.co.jp

「快適な住まいづくり」はお任せ下さい!

- フローリング工事
- 気密・換気工事
- 防水工事
- ガラスウール工事
- 吹付・注入工事
- パネル製造

■本	社	〒070-8045	旭川市忠和5条4丁目63-636	TEL(0166)61-9151	FAX(0166)61-2044		
■旭	川	工	場	〒071-1248	上川郡鷹栖町2962番363		
■札	幌	支	店	〒004-0055	札幌市厚別区厚別中央5条2丁目4-10		
■釧	路	支	店	〒088-0621	釧路郡釧路町桂木5丁目15		
■帯	広	支	店	〒080-2460	帯広市西20条北2丁目2-1		
■旭	川	支	店	〒070-8045	旭川市忠和5条4丁目63-636		
■北	見	支	店	〒099-0878	北見市東相内町174番地16		
■千	歳	営	業	所	〒066-0008		
■大	宮	支	店	〒331-0064	埼玉県さいたま市大字佐知川字柏田159		
■宇	都	支	店	〒321-0923	栃木県宇都宮市平松本町362-6		
■高	崎	支	店	〒370-3523	群馬県群馬郡群馬町福島644		
■平	塚	支	店	〒254-0017	神奈川県平塚市真土24-1		
■水	戸	営	業	所	〒311-3116		
■(株)	ダン	ネ	ッ	信	州	〒399-0033	茨城県東茨城郡茨城町長岡3660-15
■(株)	ダン	ネ	ッ	信	州	〒399-0033	長野県松本市大字笹賀5130-1
■(株)	ダン	ネ	ッ	信	州	〒004-0022	札幌市厚別区厚別南1丁目8-28